



分科会 2 健康食品・民間薬の有効利用と安全性確保

W-02-02 保健機能食品の使用の現状と問題点

やまだ かずひこ
山田 和彦

女子栄養大学 栄養学部 教授

1. はじめに 健康食品の類型化として、既に平成3年から制定されている食品の保健の用途を表示する内容に応じて個別に審査して許可する「特定保健用食品」および、平成12年に制定されたある一定の規格基準を定めて栄養機能表示をする「栄養機能食品」とをまとめた名称として「保健機能食品」としている。特定保健用食品は、その保健の用途ならびにヒトにおける有効性及び適切な摂取量、摂取に伴う安全性などが、医学・栄養学的に明らかにされたものであると考えられる。栄養機能食品の規格基準設定では、栄養素は栄養所要量が設定されているミネラル及びビタミンを最優先として、成分規格（上限値・下限値）を設定している。（財）日本健康栄養食品協会の調べによれば、特定保健用食品の表示許可を取得した企業に対して、アンケートの方式で2009年度の品目別販売見込額及び販売経路別市場構成について調査を実施した結果、2009年12月末現在許可取得の全品目数883を持つ企業を対象とし、180社から回答が得られた。集計結果では、1997年度に調査開始以来2007年度まで市場規模は各回毎に上昇し続けてきたが、2009年度は5494億円（メーカー希望小売価格ベース）と推定され、2007年度の市場規模6978億円に比し80.8%となり、初めて減少している。

2. 「健康食品」に係る制度 平成15年10月に「健康食品」に係る今後の制度のあり方の論点整理がまとめられ、平成16年9日には検討会による提言が発表された。「提言」を受け、特定保健用食品の許可制度を維持した上で、科学的根拠に基づく表示内容の一層の充実を図ることを目的に、具体的には以下の1～3に関し特定保健用食品の審査基準の見直しについて検討がなされた。1：条件付き特定保健用食品の導入、2：規格基準型特定保健用食品の創設、3：疾病リスク低減表示の容認。1～3について、特に有効性の考え方を中心に具体的な実施についての検討を行い、パブリックコメント、薬事・食品衛生審議会を経て、平成17年2月から施行されている。さらに、平成21年9月に特定保健用食品制度の担当官庁が厚生労働省から消費者庁、消費者委員会へ変更し、その体制ならびに表示許可業務が移行した。1については、現行の特定保健用食品に比べ、作用機序（関与成分の体内での作用の仕方）、および有効性を確認する試験の方法、の2方向から審査基準が緩和された。2については、既に許可されている特定保健用食品のうち、一定の基準を満たすものについて検討された。3については、「カルシウムと骨粗鬆症」「葉酸と胎児の神経管閉鎖障害」に関して研究班でその科学的根拠等が収集され、摂取量の上限値、下限値等も定められた。詳しい情報は、厚生労働省、消費者庁のホームページに掲載されている。

3. 栄養機能食品 栄養機能食品については、消費者に誤認させるような悪用を防ぐための表示禁止規定の創設を新たに行っている。また、「栄養機能食品（栄養素〇〇）」という表示を義務づけて食品中の他の成分・物質による機能表示ではないことを明らかにさせるようになった。同時に、特定保健用食品ならびに栄養機能食品には、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」の表示を義務づけることになった。また、食品における栄養表示の根拠となる数値については、「日本人の食事摂取基準（2005年版）」策定に伴い、新しく見直され設定された栄養素等表示基準値（NRV：Nutrient Reference Value）を参考にしている。

4. おわりに 私たち消費者個人々の食生活が多様化し、しかも多種多様な食品が流通する今日では、その食品の特性を十分に理解し、消費者自らの正しい判断によりその食品を選択し、適切な摂取に努めるとともに、安心して食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう、適切な情報提供が行われることも重要である。食品はその食品が持つ機能に応じて、適切に摂取すれば栄養成分の補給、健康の維持増進及び特定の保健等に寄与することが期待されるが、不適切な摂取等によっては健康を損なうことも考えられる。健康被害をもたらすことのないよう、消費者に正しい情報を提供し、食品の選択が適切に行うことに役立つアドバイザースタッフの養成もはじめられている。今後とも保健機能食品はもとより健康食品等について、よりよい利用のされ方を求めることが大切である。

〈参考となるホームページ〉

1) 消費者庁：食品表示課のホームページ、URL：<http://www.caa.go.jp/foods/index.html#m02>

2) 厚生労働省：「健康食品」のホームページ、URL：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokukanzen/hokenkinou/index.html>

3) 独立行政法人国立健康栄養研究所、「健康食品」の安全性有効性情報のホームページ、URL：<http://hfnet.nih.go.jp/main.php>